

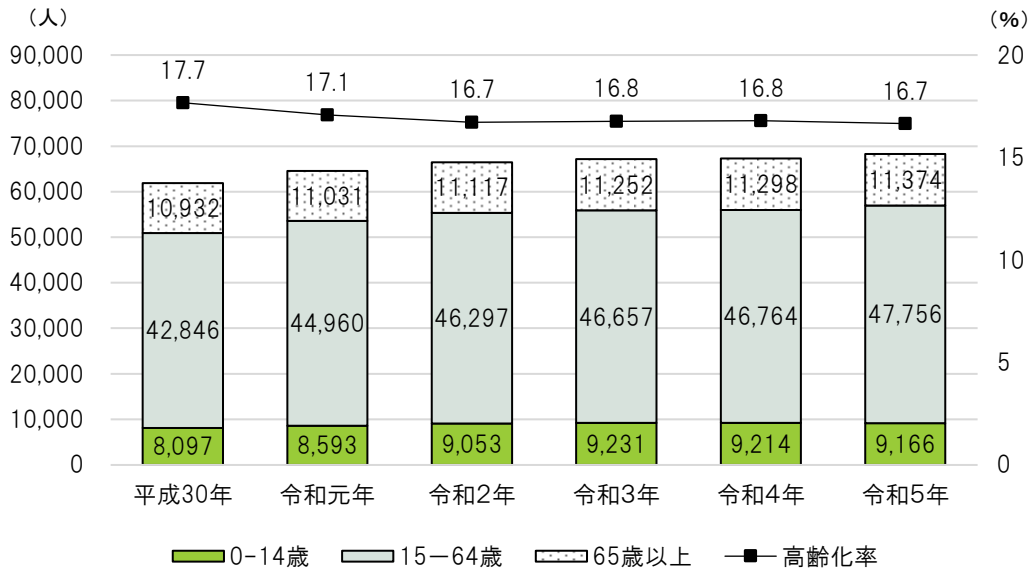
# 資料編

---

## 【資料編目次】

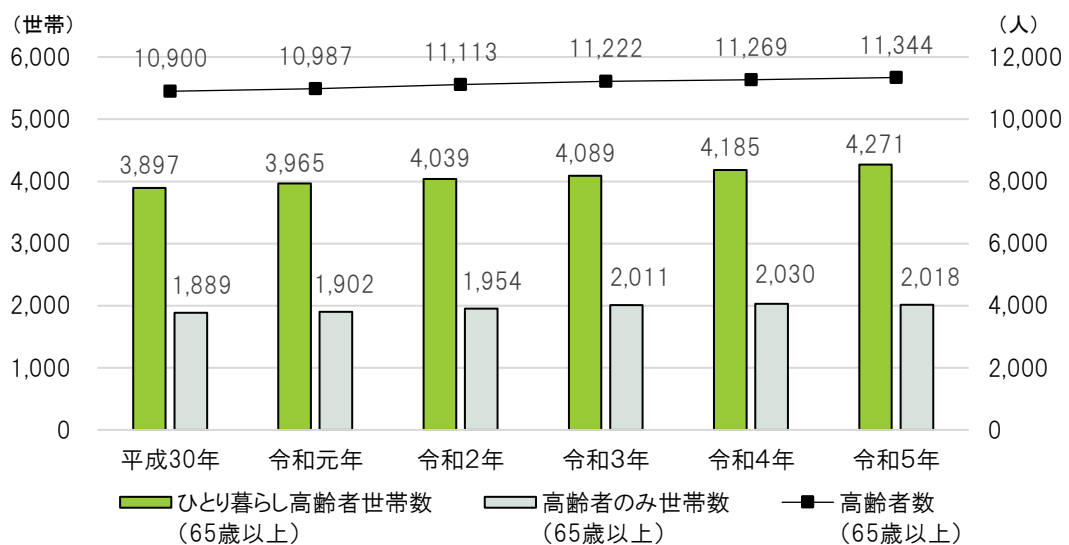
- 1 人口
- 2 要介護認定者の状況
- 3 介護保険料
- 4 介護保険事業等の実施状況
- 5 所得階層・要介護度別の介護保険サービス利用状況
- 6 計画策定の経過
- 7 千代田区高齢者プランの策定について（答申）
- 8 第8期千代田区介護保険運営協議会委員名簿
- 9 老人福祉法（抄本）
- 10 介護保険法（抄本）
- 11 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（抄本）
- 12 千代田区介護保険条例（抄本）
- 13 千代田区介護保険規則（抄本）

## 1 区の人口と高齢化率の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

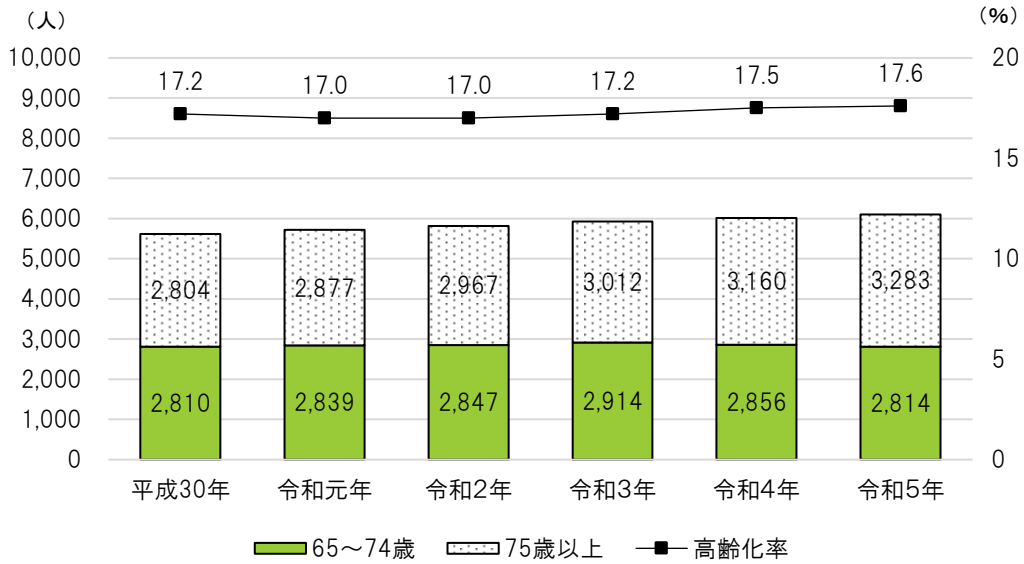
## 2 区の高齢者数と高齢者世帯数



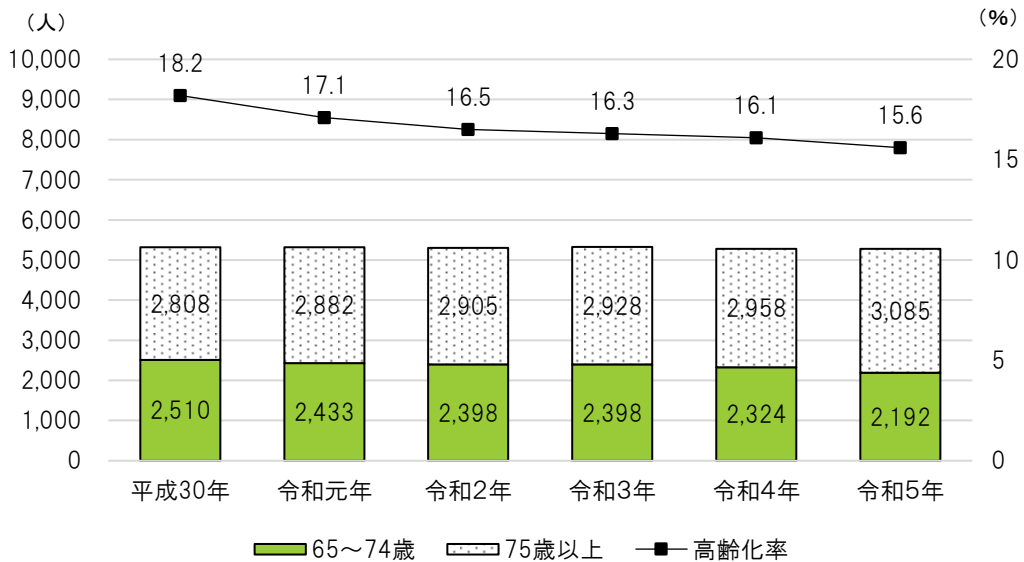
出典：千代田区行政基礎資料集（各年1月1日時点）

### 3 日常生活圏域別（麴町地域・神田地域）高齢者人口

① 麴町地域の高齢者人口



② 神田地域の高齢者人口

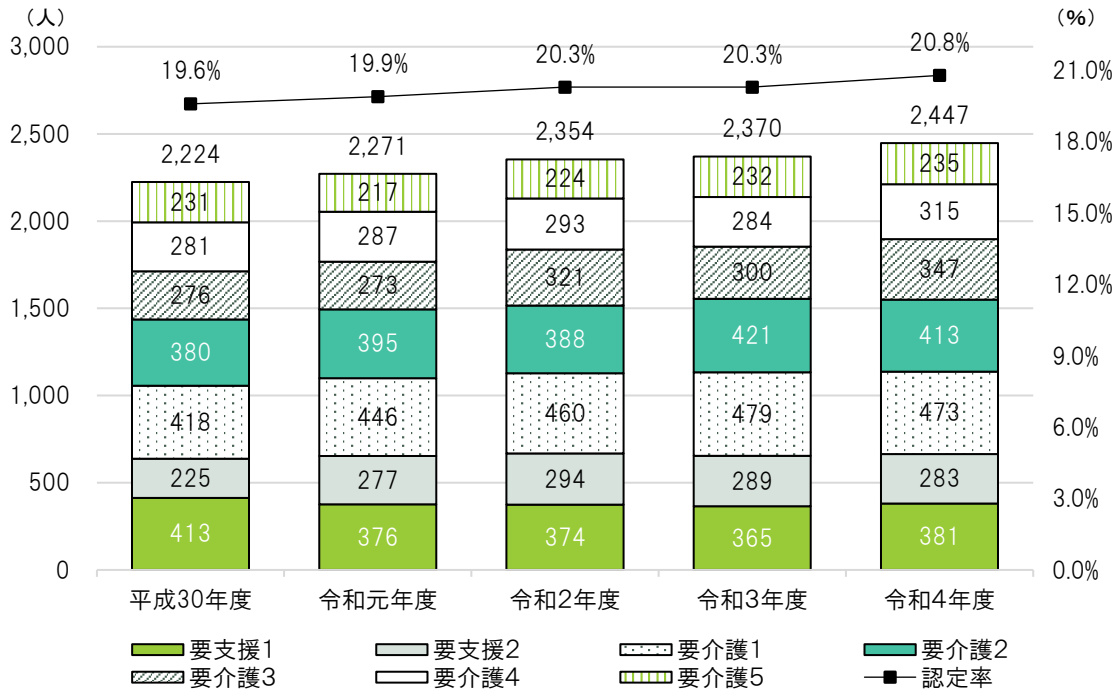


出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

## 2

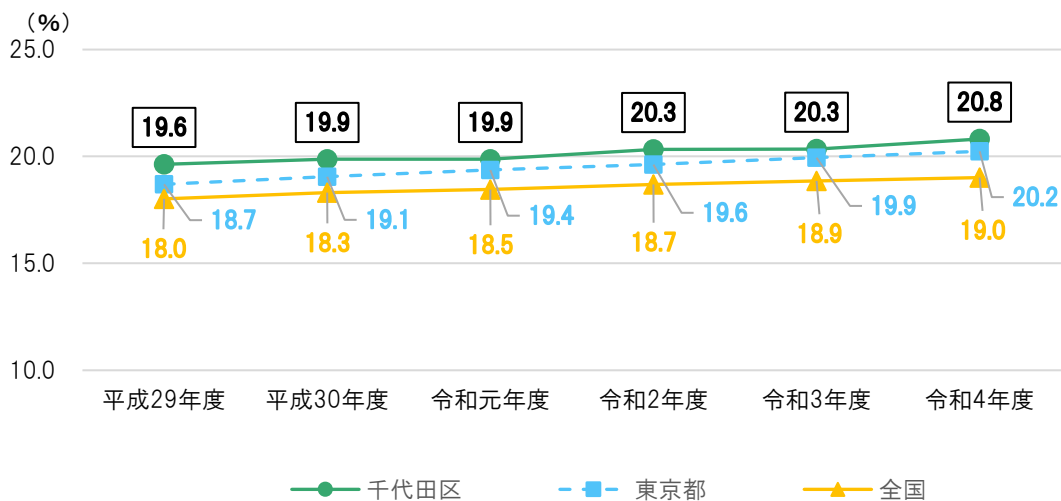
# 要介護認定者の状況

## 1 要介護認定者数の推移



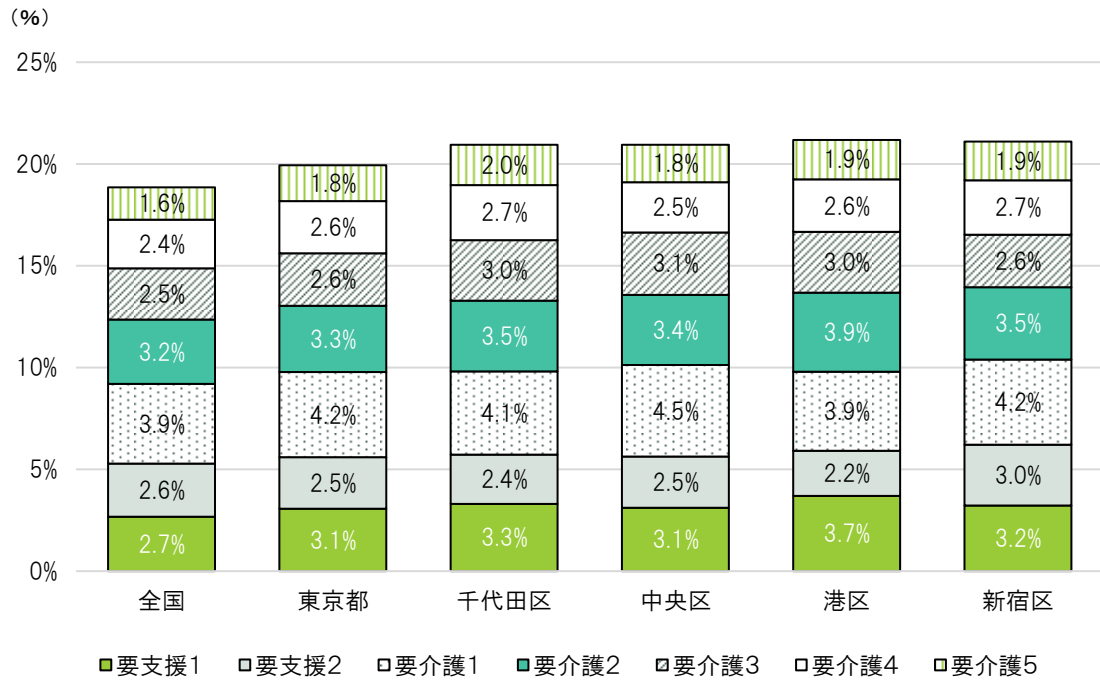
出典：介護保険事業状況報告（各年度末時点）

## 2 区・都・全国の認定率の比較



出典：介護保険事業状況報告（各年度末時点）

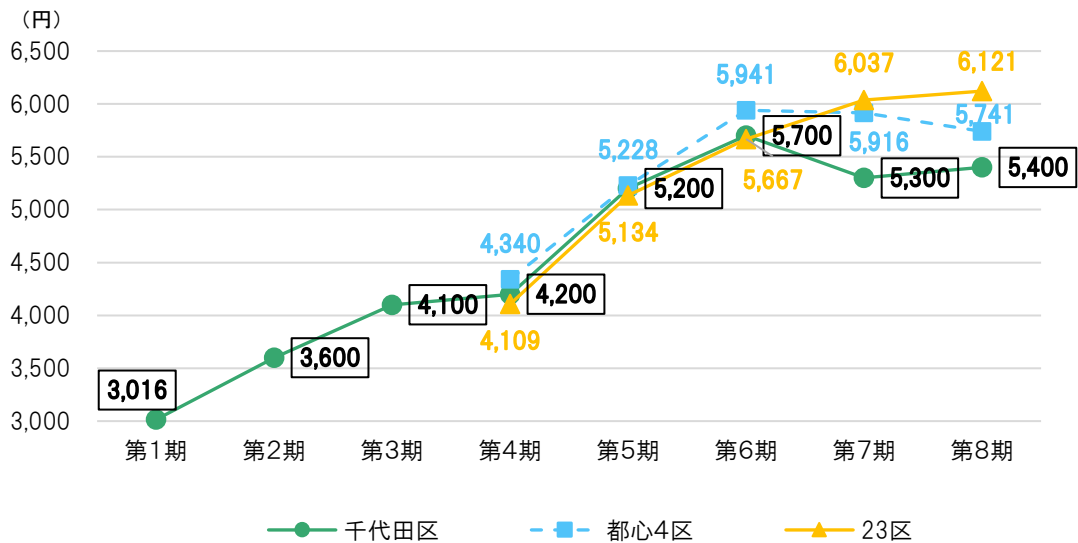
### 3 要介護度別認定率の比較



出典：介護保険事業状況報告（令和5年3月末時点）

## 3 介護保険料

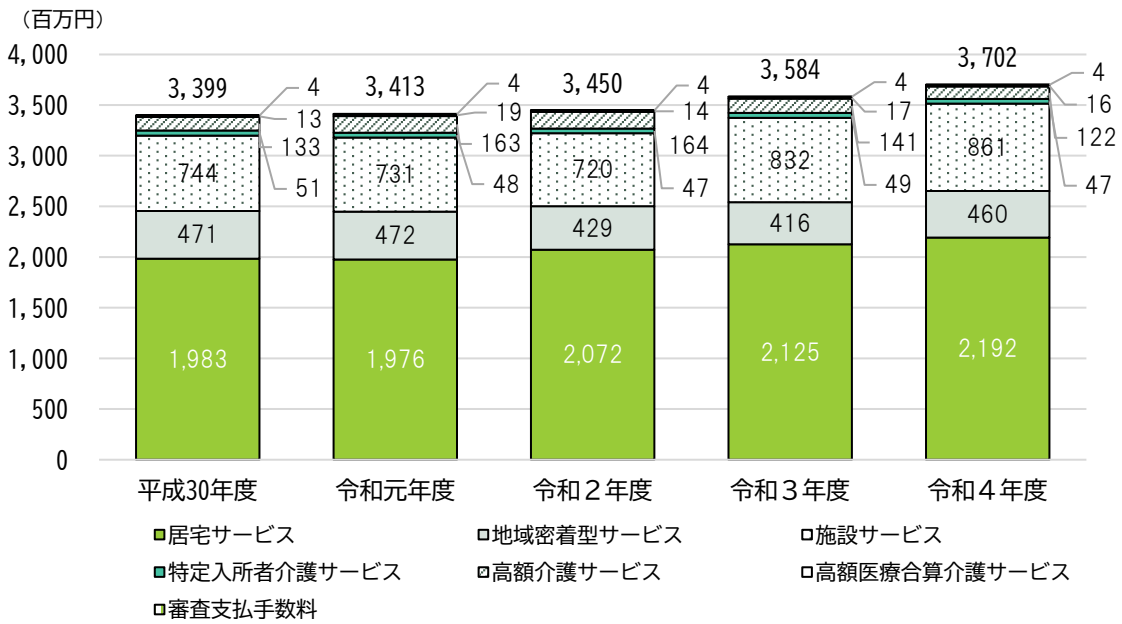
### 1 基準月額介護保険料の推移



※都心4区は千代田区、中央区、港区、新宿区の平均。都心4区と23区は第1期から第3期のデータなし

## 1 介護給付費（合計）の実績

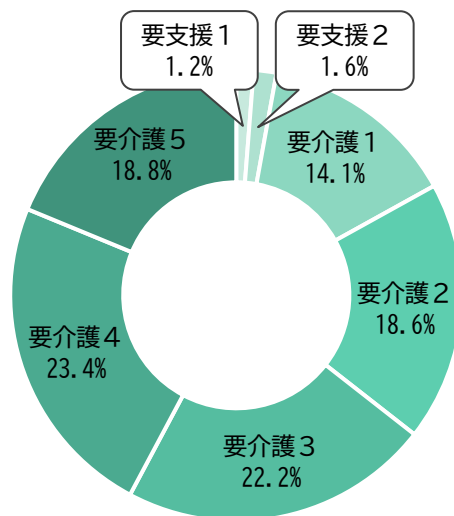
## ①介護給付費の推移



## ②要介護度別給付費の実績（令和4年度）

単位：円

要介護度	給付費
要支援1	43,100,555
要支援2	57,364,295
要介護1	495,298,758
要介護2	653,252,435
要介護3	781,752,725
要介護4	823,254,514
要介護5	659,616,416
合計	3,513,639,698



※特定入所者介護サービス、高額介護サービス、  
 高額医療合算介護サービスにかかる費用は含まない

## 2 地域支援事業の実績

単位：円

区 分	第8期計画（実績）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■介護予防・生活支援総合事業費（Ⅰ）	85,778,053	84,136,549	105,113,000
サービス事業費	68,234,626	65,243,349	78,557,000
予防訪問サービス	6,953,495	7,942,720	8,120,000
予防通所サービス	44,892,836	42,198,993	46,303,000
自立支援訪問サービス	11,287,834	10,675,695	15,159,000
生活機能向上デイサービス	173,472	69,972	747,000
訪問型短期集中予防サービス	1,040,000	338,000	1,597,000
通所型短期集中予防サービス	3,615,000	3,690,000	5,731,000
高額総合事業サービス	115,925	10,867	300,000
高額医療合算総合事業サービス	156,064	317,102	600,000
介護予防ケアマネジメント事業費	7,862,003	7,310,248	9,503,000
介護予防ケアマネジメント事業	7,862,003	7,310,248	9,503,000
一般介護予防事業費	9,503,053	11,411,484	16,703,000
介護予防把握事業	4,449,977	7,158,298	6,042,000
介護予防普及啓発事業	3,177,806	2,468,366	5,876,000
地域介護予防活動支援事業	1,083,270	959,820	3,630,000
地域リハビリテーション活動支援事業	792,000	825,000	1,155,000
その他諸費	178,371	171,468	350,000
審査支払手数	178,371	171,468	350,000
■包括的支援事業（Ⅱ）	42,700,000	42,700,000	42,700,000
■任意事業（Ⅲ）	22,796,003	37,042,180	28,566,240
介護費用適正化事業	135,994	294,020	320,000
家族介護支援事業	500,000	500,000	500,000
在宅医療・介護連携事業	4,482,367	5,252,344	6,756,000
生活支援体制整備事業	4,922,280	18,000,000	18,042,000
認知症総合支援事業	12,455,362	12,695,816	13,982,000
地域ケア会議推進事業	300,000	300,000	612,000
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	151,274,056	163,878,729	188,825,000

※令和5年度実績値は見込額

### 3 第8期介護保険事業計画値と実績

#### ①要介護度別認定者数の見込値と実績値

単位：人

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込値	実績値	率	見込値	実績値	率	見込値	実績値	率
要支援1	408	365	89.5%	424	381	89.9%	435	384	88.3%
要支援2	271	289	106.6%	277	283	102.2%	285	306	107.4%
要介護1	459	479	104.4%	476	473	99.4%	491	478	97.4%
要介護2	421	421	100.0%	434	413	95.2%	450	437	97.1%
要介護3	300	300	100.0%	309	347	112.3%	320	347	108.4%
要介護4	298	284	95.3%	305	315	103.3%	318	323	101.6%
要介護5	245	232	94.7%	253	235	92.9%	262	237	90.5%
合計	2,402	2,370	98.7%	2,478	2,447	98.7%	2,561	2,512	98.1%

※実績値は各年度末時点

#### ②標準給付費の計画値と実績値

単位：円

区分		計画値	実績値	率
令和3年度	総給付費	3,745,528,000	3,373,700,230	90.07%
	特定入所者介護サービス等給付額	55,199,228	48,524,520	87.91%
	高額介護サービス費等給付額	183,960,000	141,103,330	76.70%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	35,400,000	16,627,073	46.97%
	審査支払手数料	4,369,369	3,986,925	91.25%
令和3年度合計（標準給付費）		4,024,456,597	3,583,942,078	89.05%
令和4年度	総給付費	3,877,501,000	3,513,639,698	90.62%
	特定入所者介護サービス等給付額	56,945,748	47,063,088	82.65%
	高額介護サービス費等給付額	189,780,550	121,501,543	64.02%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	36,353,485	16,481,711	45.34%
	審査支払手数料	4,487,099	4,135,727	92.17%
令和4年度合計（標準給付費）		4,165,067,882	3,702,821,767	88.90%
令和5年度	総給付費	3,990,860,000	4,052,990,000	101.56%
	特定入所者介護サービス等給付額	58,853,133	56,500,000	96.00%
	高額介護サービス費等給付額	196,137,202	138,200,000	70.46%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	37,261,565	55,250,000	148.28%
	審査支払手数料	4,599,156	4,370,000	95.02%
令和5年度合計（標準給付費）		4,287,711,056	4,307,310,000	100.46%
第8期合計	総給付費	11,613,889,000	10,940,686,572	94.20%
	特定入所者介護サービス等給付額	170,998,109	152,087,608	88.94%
	高額介護サービス費等給付額	569,877,752	400,804,873	70.33%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	109,015,050	88,358,784	81.05%
	審査支払手数料	13,455,624	12,136,008	90.19%
第8期合計（標準給付費）		12,477,235,535	11,594,073,845	92.92%

※令和5年度実績値は見込額



### ③地域支援事業費の計画値と実績値

単位：円

区分		計画値	実績値	率
令和3年度	介護予防・日常生活支援総合事業費	99,353,722	85,778,053	86.34%
	包括的支援事業・任意事業費	73,684,759	65,496,003	88.89%
令和3年度合計（地域支援事業費）		173,038,481	151,274,056	87.42%
令和4年度	介護予防・日常生活支援総合事業費	101,062,445	84,136,549	83.25%
	包括的支援事業・任意事業費	73,687,317	79,742,180	108.22%
令和4年度合計（地域支援事業費）		174,749,762	163,878,729	93.78%
令和5年度	介護予防・日常生活支援総合事業費	102,676,166	105,113,000	102.37%
	包括的支援事業・任意事業費	73,689,876	83,712,000	113.60%
令和5年度合計（地域支援事業費）		176,366,042	188,825,000	107.06%
第8期合計	介護予防・日常生活支援総合事業費	303,092,333	275,027,602	90.74%
	包括的支援事業・任意事業費	221,061,952	228,950,183	103.57%
第8期合計（地域支援事業費）		524,154,285	503,977,785	96.15%

※令和5年度実績値は見込額

## 4 介護給付準備基金

介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定されていて、この剰余金を管理するために介護給付費準備基金（以下「準備基金」という。）を設置しています。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっています。

## 基金の年度推移

単位：円

年度	前年度末金額	積立		取り崩し	当年度末金額
		利子	新規		
平成12年度	0				52,677,000
平成13年度	52,677,000	111,070	33,669,101		86,457,171
平成14年度	86,457,171	20,080		42,274,000	44,204,251
平成15年度	44,204,251				44,204,251
平成16年度	44,204,251	13,345			44,217,596
平成17年度	44,217,596	9,255			44,226,851
平成18年度	44,226,851	127,895	70,000,000		114,354,746
平成19年度	114,354,746	347,400			114,702,146
平成20年度	114,702,146	281,055			114,983,201
平成21年度	114,983,201	381,434	50,000,000		165,364,635
平成22年度	165,364,635	86,083		59,207,000	106,243,718
平成23年度	106,243,718	50,135		88,091,766	18,202,087
平成24年度	18,202,087	18,220	32,492,559		50,712,866
平成25年度	50,712,866	19,337			50,732,203
平成26年度	50,732,203	60,001			50,792,204
平成27年度	50,792,204	12,515	50,000,000		100,804,719
平成28年度	100,804,719	9,687			100,814,406
平成29年度	100,814,406	6,522			100,820,928
平成30年度	100,820,928	1,333	200,000,000		300,822,261
令和元年度	300,822,261	2,998			300,825,259
令和2年度	300,825,259	3,057			300,828,316
令和3年度	300,828,316	3,161	100,000,000		400,831,477
令和4年度	400,831,477	3,996			400,835,473

### ※1 取り崩し

- ・平成14年度：42,274,000円の取り崩し
- ・平成22年度：59,207,000円の取り崩し
- ・平成23年度：88,091,766円の取り崩し

基金を取り崩して介護保険の運営財源に充てることで、保険料の増加を抑制しました。

### ※2 新規積立

- ・平成13年度：33,669,101円の新規積立
- ・平成18年度：70,000,000円の新規積立
- ・平成21年度：50,000,000円の新規積立
- ・平成24年度：32,492,559円の新規積立
- ・平成27年度：50,000,000円の新規積立
- ・平成30年度：200,000,000円の新規積立
- ・令和3年度：100,000,000円の新規積立

介護保険の会計において生じた保険給付による第1号被保険者の保険料の余剰金を積立て、基金として管理しました。

### ※3 平成24年度32,492,559円の新規積立

第5期の保険料増加を抑制するため、東京都が設置している財政安定化基金を取り崩し各区市町村に交付したことにより、この金額を積立てました。

## 1 基本情報

## ①所得階層別被保険者数の状況（令和5年3月末時点）

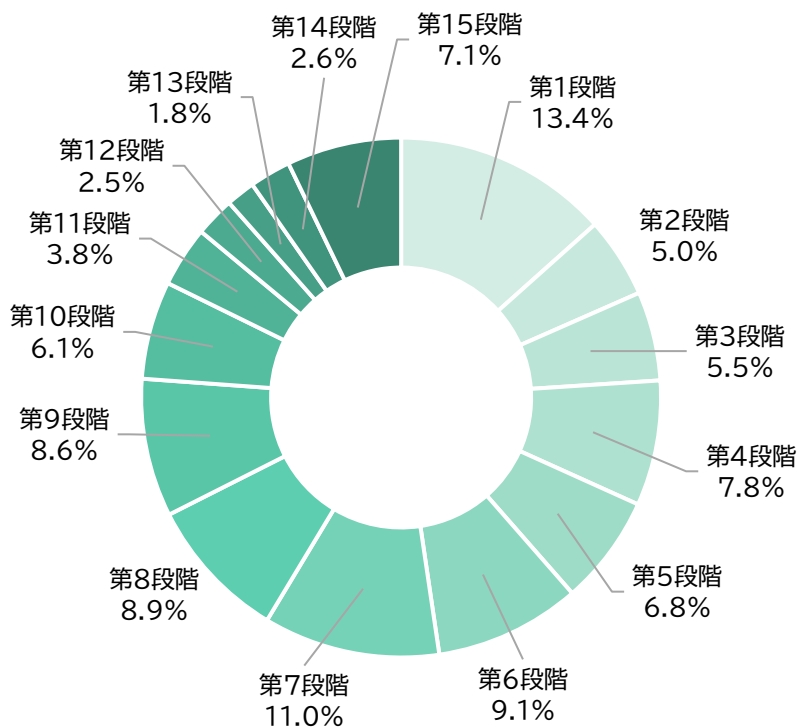
- ・所得階層に応じて、千代田区の保険料は15段階に設定しています。
- ・所得階層別にみると、第1段階が1,540人（13.4%）で最も多くなっています。
- ・千代田区の被保険者11,497人のうち、世帯全員が非課税の方が23.9%、本人が非課税かつ世帯に課税者がいる方が14.6%、本人が課税の方が61.5%となっています。
- ・国が設定した標準段階の最高段階にあたる第9段階以上の方（本人の合計所得金額が300万円以上の方）は、被保険者の32.5%を占めています。

所得階層別被保険者数

段階	住民税の課税状況	対象者	保険料年額	人数	割合
第1段階	老齢福祉年金を受給されている方、生活保護受給者				
	世帯全員が非課税	本人の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	19,400円	1,540人	13.4%
第2段階	世帯全員が非課税	本人の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	32,400円	576人	5.0%
第3段階	世帯全員が非課税	本人の合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える方	45,300円	637人	5.5%
第4段階	本人が非課税かつ世帯に課税者がいる	本人の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	51,800円	897人	7.8%
第5段階	本人が非課税かつ世帯に課税者がいる	本人の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える方	64,800円	784人	6.8%
第6段階	本人が課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	74,500円	1,044人	9.1%
第7段階	本人が課税	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	81,000円	1,262人	11.0%
第8段階	本人が課税	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	97,200円	1,028人	8.9%
第9段階	本人が課税	本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	113,400円	988人	8.6%
第10段階	本人が課税	本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	129,600円	701人	6.1%
第11段階	本人が課税	本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	149,000円	433人	3.8%
第12段階	本人が課税	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	168,400円	284人	2.5%
第13段階	本人が課税	本人の合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	187,900円	208人	1.8%
第14段階	本人が課税	本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	207,300円	295人	2.6%
第15段階	本人が課税	本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	226,800円	820人	7.1%
合計				11,497人	100.0%

出典：高齢介護課（令和5年3月末時点）

## 所得階層別被保険者数の割合



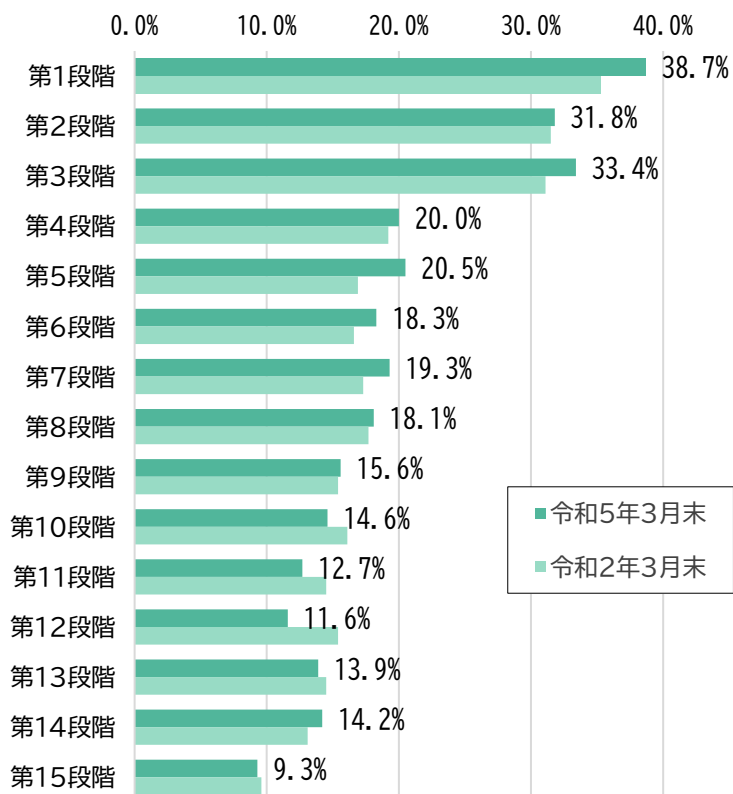
(令和5年4月1日時点)

## 所得階層別要支援・要介護の割合

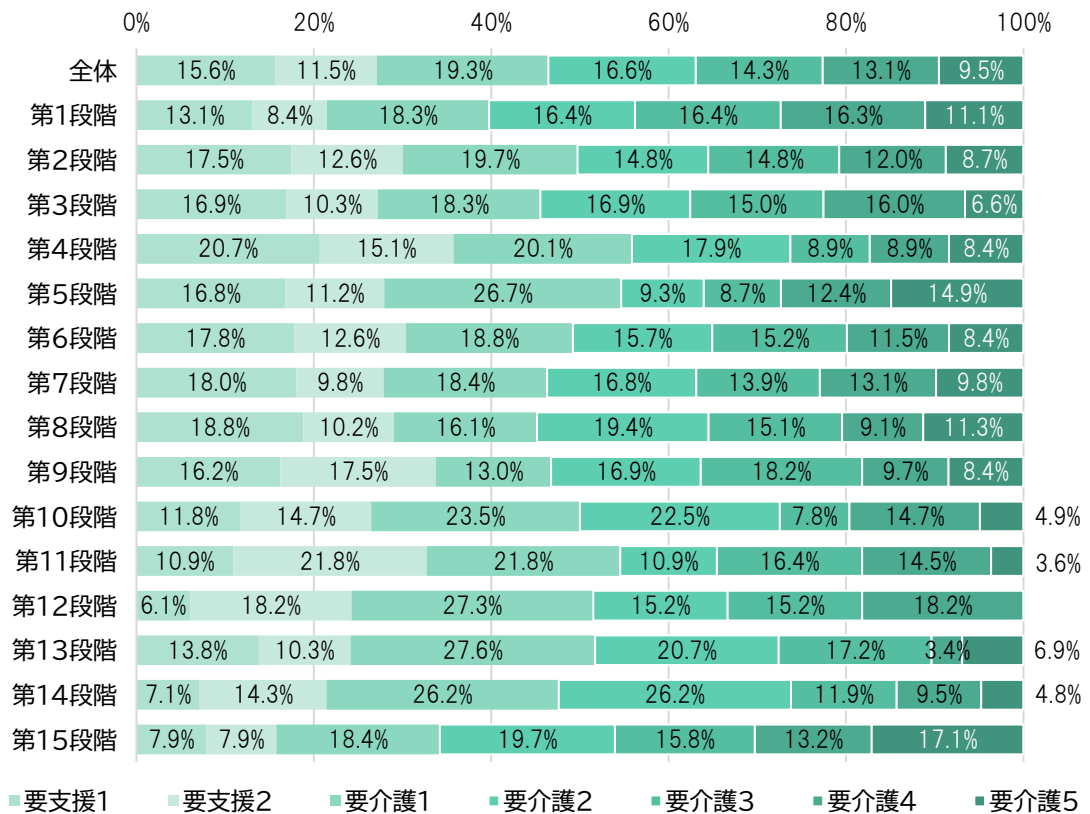
### ②所得階層別要支援・要介護認定者の状況

・要支援・要介護の認定状況について、所得階層別にみると、第1段階が38.7%と最も高く、次いで第3段階（33.4%）、第2段階（31.8%）、と続いています。

・令和2年3月末と比較すると、第1段階～第9段階の割合が増加している一方、第10段階以上の割合が減少している傾向があります。



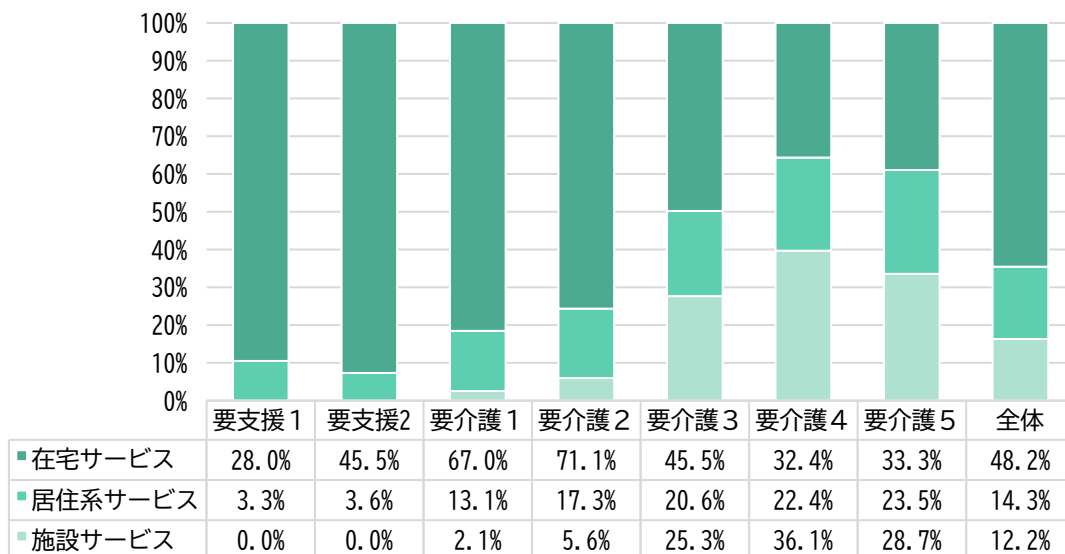
## 所得階層別要支援・要介護認定者の割合



(令和5年3月末時点)

## 2 要介護度別介護保険サービスの利用状況

千代田区の要支援・要介護認定者に占める介護保険サービス全体の利用率は74.7%となっています。要支援1～要介護2までは在宅サービスの利用が中心となり、在宅介護の負担が大きくなる要介護3～要介護5では施設サービスの利用率が急増しています。



出典：介護保険事業状況報告（令和5年3月末実績）

## 【第8期千代田区介護保険運営協議会の開催状況】

回数	開催等月日	議事・報告事項等
第1回	令和3年7月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の状況、千代田区の体制</li> <li>・第7期介護保険事業計画の状況報告</li> </ul>
第2回	令和3年 11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料仮算定の廃止等について</li> <li>・(仮称)神田錦町三丁目施設整備事業進捗報告</li> <li>・第1回介護保険運営協議会における質問回答について</li> </ul>
第3回	令和4年 10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について</li> <li>・いきいきプラザ一番町指定管理者の変更について</li> <li>・(仮称)神田錦町三丁目施設整備事業進捗状況報告について</li> </ul>
第4回	令和5年 4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期千代田区介護保険事業計画及び千代田区高齢者福祉計画策定について</li> <li>・千代田区認知症基本計画策定について</li> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施報告</li> <li>・令和4年度生活支援体制整備事業の実施報告</li> </ul>
第5回	令和5年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千代田区高齢者福祉計画・第9期千代田区介護保険事業計画骨子(案)について</li> <li>・千代田区認知症基本計画骨子(案)について</li> <li>・介護保険の状況について</li> </ul>
第6回	令和5年 10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症基本計画(素案)について</li> </ul>
第7回	令和6年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千代田区高齢者プランの策定について(答申)</li> <li>・(仮称)神田錦町三丁目施設整備等事業者選定について</li> </ul>

令和6年2月1日

千代田区長  
樋口 高 顕 殿

千代田区介護保険運営協議会会長  
飯 島 節

千代田区高齢者プランの策定について（答申）

令和5年3月31日付4千保高介発第964号にて千代田区長から諮問があった件について、以下のとおり答申します。

記

- 1 第9期介護保険事業計画が始まる令和6年度に向けた制度改正では、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等により、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

これまでの成果や新たな課題、高齢者を取り巻く社会動向を踏まえ、千代田区の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、次の事項について重点的に取り組むことを要望します。

<重点事項>

- (1) 高齢者が健康を維持し、自立して生きがいを持って過ごすことができるよう、運動やバランスの取れた食生活、社会参加しやすい地域づくりを進める等、様々な観点からのフレイル対策・介護予防を推進すること。
- (2) コロナ禍における行動制限や外出自粛に起因する孤独・孤立への不安やひきこもりの問題等、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、行政だけでなく地域住民や関係機関が協力し、互いに支えあうことができる地域づくりを推進すること。

- (3) 限られた資源の中で、増大するニーズに対応していくために、在宅医療・介護の連携等を含む複数のサービスの効果的な組み合わせや、その一体的な提供さらには質的な改善を図ること。また、民間企業や大学等、多様な地域資源を活用した生活支援上の体制を充実・強化していくこと。
- (4) 必要な時に適切なサービスを利用することができるように、中長期的な視点で介護サービスの基盤整備を進めること。また、良質な福祉サービスを安定的に供給するために、介護人材の確保・定着を図るよう努めること。
- (5) 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」※1と「予防」※2を基礎に、認知症施策を総合的に推進すること。

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きるという意味

※2 「予防」とは、知識や理解を深め、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする取組みを促すという意味

2 千代田区の第9期介護保険事業計画期間における介護保険料の算定にあたり、高齢者人口の増加に伴う介護需要の増加や介護報酬の増額改定等を鑑み、介護保険料の上昇が見込まれますが、一般財源での福祉サービスの継続をはじめ、介護給付費準備基金の活用等により、最小限の引き上げとなるよう要望します。

3 全国的に高齢者人口が増加を続けており、特に要介護認定率が急増する85歳以上人口は2060年頃まで増加傾向が続くと見込まれています。介護保険制度の運営にあたり、今後より一層厳しい状況をむかえることとなりますが、安定的なサービス供給を引き続き維持するよう要望します。



職名	氏名	所属・団体等
会長	飯島 節	筑波大学名誉教授
職務代理 (副会長)	大淵 修一	東京都健康長寿医療センター 福祉と生活ケア研究チーム 研究部長
委員	荒木 邦子	早稲田大学スポーツ科学学術院
〃	高野 龍昭	東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科
〃	高野 学美	千代田区医師会
〃	加賀 一兄	神田医師会
〃	小林 光道	丸の内歯科医師会
〃	西田 香	麹町歯科医師会
〃	依田 和久	千代田区歯科医師会
〃	松本 正	千代田区薬剤師会
〃	廣木 朋子	千代田区社会福祉協議会
〃	石若 勇	カメラリア会
〃	峯 俊美	多摩同胞会
〃	楠 渡	新生寿会
〃	本多 正起	奉優会
〃	大森 順方	平成会
〃	川上 明美	居宅介護支援事業者（ちよだケアマネ連絡会）
〃	本木 輝美	居宅介護支援事業者（ちよだケアマネ連絡会）
〃	中村 清	連合町会長協議会
〃	服部 美千代	民生・児童委員協議会
〃	小笠原 桂子	障害者共助会
〃	堀切 洋子	千代田区シルバー人材センター
〃	下川 衛	連合長寿会
〃	大島 正稔	公募区民

## 9

## 老人福祉法（抄本）

### 第3章の2 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第20条の8第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

## 10

## 介護保険法（抄本）

### 第7章 介護保険事業計画

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

第117条の6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

## 11

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（抄本）

### 第2章 認知症施策推進基本計画等

（市町村認知症施策推進計画）

第13条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（事項及び第3項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第3章 千代田区介護保険運営協議会  
（設置）

第9条 介護保険運営に関する事項について審議するため、区長の附属機関として、千代田区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第3章 千代田区介護保険運営協議会  
（所掌事務）

第10条 千代田区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、介護保険事業の円滑な運営のため、次の事項に関し、区長の諮問に応じて審議し、区長に答申するほか、当該事項について区長に意見を述べるものとする。

- （1） 介護保険事業計画に関すること。
- （2） 介護保険サービスの円滑な提供と適切な利用の促進に関すること。
- （3） 苦情相談状況の報告に関すること。
- （4） 介護保険の運営に関して区長が必要と認めたこと。

（組織）

第11条 協議会は、学識経験者、被保険者を代表する者（区民公募による者を含む。）、保健医療福祉関係者及び介護サービス事業を行う者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

（任期）

第12条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。





# 千代田区高齢者プラン

千代田区高齢者福祉計画

第9期千代田区介護保険事業計画

千代田区認知症基本計画

令和6年3月発行

発行：千代田区  
編集：千代田区保健福祉部高齢介護課・在宅支援課  
〒102-8688  
東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
電話：03-3264-2111（代表）

千代田区ホームページアドレス  
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/>